

一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスの 事務管理に関する基本方針

1 基本的な考え方

財団が、将来に向け安心と信頼のサービスを提供し、持続的に社会に貢献していくためには、社会のニーズを的確に把握し、限られた経営資源を適切かつ重点的に投入することができるよう事務の適正性を確保することが重要です。

このため、事務の適正な管理及び執行を確保する内部統制制度を導入し、理事長自らが法人の目的達成を阻害する事務上の要因をリスクとして把握し、対応策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、社会的信用の獲得を目指すとともに、職員にとっても安心して働きやすい職場環境の実現を目指します。

2 内部統制の目的

内部統制の目的は、①事務の効率的かつ効果的な執行、②財務諸表の信頼性の確保、③事務に係る法令等の遵守、④資産の保全の4つとします。

3 取組方針

内部統制の目的を達成するため、次の方針により組織的に取り組みます。

(1) 事務の効率的かつ効果的な執行

法人の目的達成を阻害する事務上の要因をリスクとして把握し、適切な対応策を講じるとともに、当該対応策の有効性について自己評価を行います。

(2) 財務諸表の信頼性の確保

財務に関する事務において、法令、規程、マニュアル等の適正な運用を図ります。

(3) 事務に係る法令等の遵守

法令遵守のチェック体制を整備するとともに、職員の法令遵守意識の向上に努めます。

(4) 資産の保全

資産の取得、管理及び処分に関する手続の適正な運用を図ります。

4 対象事務

個人情報の保護については別に定める「個人情報保護マネジメントシステム」に、受託業務の実施については別に定める「内部監査制度」によることとし、内部統制制度の対象は、財務に関する事務(受託業務に係る契約等の事務を含む。)とします。

5 実施体制

次の体制により内部統制を実施します。

(1) 内部統制委員会の設置

役員及び職員が取組に係る意識を共有するとともに、リスクを把握し、その対応策を講じるため、内部統制委員会を設置します。

(2) 内部統制推進者の設置

本方針に基づき、内部統制制度の運用を推進するため、内部統制推進者を設置します。

(3) 教育責任者の設置

法令遵守等に関する職員の意識向上に係る教育を実施するため、教育責任者を設置します。

(4) 職員

職員(嘱託職員及び臨時職員を含む。)は、担当する事務について、リスクの存在を点検し、その対応策を立案するとともに、対応策の適切な実施と対応策の不備について、定期的に自己評価を行います。

(5) 監事

内部統制の効果的な実施のため、必要に応じてその実施状況について監事と意見交換等を行います。

6 方針の見直し

体制の整備及び制度の運用に係る評価結果並びに監事からの指摘等を踏まえ、柔軟に本方針の見直しを行います。

7 施行日

令和2年6月15日